

中小企業政策審議会第8回金融小委員会

令和4年12月19日（月）

経済産業省中小企業庁

午後1時00分 開会

○神崎金融課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会第8回「金融小委員会」を開催いたします。

金融課長の神崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本会議はオンラインでの開催ということで、毎回で恐縮でございますが、2点留意点を申し上げます。

御発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきよう、お願い申し上げます。

また、通信のトラブルが生じた場合は、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。

本小委員会は中小企業金融について審議いただくため、中小企業政策審議会の下に設置されたものであり、委員として10名の方々が指名されております。本日は9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数である過半数を満たしていることを御報告いたします。

なお、本田委員につきましては、御予定が合わず御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、中小企業庁長官の角野より一言御挨拶させていただきます。角野長官、よろしくお願い申し上げます。

○角野長官 皆さん、こんにちは。中小企業庁長官の角野でございます。いつも大変お世話になっております。

本日は、委員、オブザーバーの皆様方におかれては、大変御多忙の中、中小企業政策審議会第8回金融小委員会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、前回の金融小委員会で御議論いただいた際の御指摘も踏まえながら、信用補完制度を活用した具体的な制度設計について御議論いただきたいと考えております。

本日御議論いただく内容を踏まえまして、年内に経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を関係省庁とともに取りまとめることとしております。その施策が効果的かつ実用的なものとなるよう、本日も皆様方の御知見を賜りたく存じます。

なお、中小企業が収益力改善やガバナンス体制の整備に取り組むに当たりまして、質の高い支援を受けられるよう、事業者と支援者が参照できる「収益力改善支援に関する実務指針」を先日策定いたしました。実務指針に沿った取組を通じて、経営者保証に依存しなくても融資を受けられるような事業者に成長していくことを期待したものとなっておりますので、御報告をさせていただきます。

年内の施策の取りまとめに向けまして、本日も皆様方の活発な御議論を期待いたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神崎金融課長 角野長官、ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。委員、オブザーバーの皆様には事前に電子媒体をお届けしております。インターネット中継を御覧の皆様におかれま

しては、中小企業庁の金融小委員会のホームページにアップロードしておりますファイルを御覧ください。

まず、配付資料一覧でございます。議事次第に続いて、資料1が「委員名簿」、資料2が「事務局説明資料」となります。資料3が「金融庁説明資料」となります。参考資料として、先ほど長官の角野が言及いたしました「収益力改善支援に関する実務指針」とその概要を配付しております。確認できない委員の方々がいらっしゃいましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以降の議事につきましては、家森委員長、よろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 承知しました。

それでは、早速、議論に移りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○神崎金融課長 御説明いたします。資料2を御覧ください。

まず、先日成立しました補正予算関連事業について説明いたします。

2ページは、民間ゼロゼロ融資の借換え保証の概要です。

民間金融機関の継続的な伴走支援の下、民間ゼロゼロ融資からの借換えに加え、新たな資金需要にも対応する借換え保証制度を創設いたします。

3ページです。保証付DDSです。

既存の保証付融資の一部を劣後化することで、ニューマネーの投入を促進するための仕組みです。活性化協議会等による計画に加え、認定支援機関が作成した経営改善計画であっても、全債権者の同意を得た場合は新たに対象といたします。

この経営改善計画については、参考資料として配付しております「収益力改善支援に関する実務指針」に沿ったものとする事で計画のクオリティを担保します。

なお、この指針につきましては、家森先生を座長とし、本委員会の河原委員、小林委員、古川委員にも参画いただいた研究会で取りまとめ、12月2日付で公表に至ったものとなります。

続きまして、4ページ、5ページ、こちらは家森先生からの御指示を踏まえまして、保証付DDSの活用事例を御紹介しております。

続きまして、6ページです。経営改善サポート保証についてです。

2ページで御紹介した借換え保証は保証期間が10年となっておりますけれども、こちらの制度は保証期間が15年と長期に設定されています。より経営状況の厳しい事業者が活性化協議会等の支援を受けて、借換えをしつつ経営改善を図る仕組みとなっております。この制度についても、認定支援機関が作成した経営改善計画も対象とする形での見直しを行います。

7ページは、本小委員会でも御議論いただきました経営者保証を取らない創業時の信用保証制度になります。経営者保証の提供を求めない制度でございますが、ガバナンスの向上は重要ですので、一番下に「工夫」と書いていますけれども、創業3年目、5年目に専

専門家によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける仕組みとしております。具体的には中小企業活性化協議会がチェックする形を想定しております。

12ページからは経営者保証についてになります。

13ページに、前回、信用保険制度の新規引受け件数の9割を占める無担保保険を中心に、信用保証制度において経営者保証ガイドラインの3要件を満たしていなくても、一定の経営規律の要件を満たしていれば、保証料率の上乗せという代替的な手法を活用することで経営者保証を解除できる制度を整備してはどうかという点について御議論いただきました。その上で、この13ページでは前回の委員会での御指摘事項を整理しております。

14ページです。今回の制度設計の全体像です。

ガイドラインの3要件を満たす事業者はこれまでどおりでありますけれども、3要件の一部を満たさない事業者であっても、一定の経営規律を確保している場合には、保証料の上乗せにより経営者保証を求めない信用保証制度を創設するというものになります。

15ページです。こちらに要件のイメージを整理しておりますけれども、具体的には16ページにその要件を記載しております。

要件といたしましては、法人から代表者への貸付けがないこと、財務諸表を金融機関に提出していることを想定しておりますけれども、財務諸表の提出については、制度利用以前から充足していることを求めてはどうかと考えています。また、制度の利用後においても一定の経営規律の確保を促す観点から、この2つの要件を継続して満たすことを制約してもらい、違反時には経営者保証の提供を求めるなど、改めて協議できるスキームとしてはどうかと考えております。

17ページです。経営者保証解除のために許容できる金利の引上げ幅として「0.1～0.25%」と回答した事業者が約半分です。信用保証付融資の場合、金利と保証料の上乗せ幅の合計を念頭に置いた制度とすることが必要になってまいります。

18ページです。先ほどのデータですが、債務者区分が悪い事業者ほど、0.25%を超えても経営者保証を外したいと考える事業者の比率が、多少ではございますけれども、増加しております。

20ページです。ここからは経営者保証の解除を促進するための経営者保証付プロパー融資を、信用保証付融資に例外的に借換えを認める制度についての整理です。民間ゼロゼロ融資の借換え保証と区別するために「プロパー借換え保証制度」と名づけております。このページでは前回の委員会での御指摘事項を整理しました。

続いて、21ページです。こちらはプロパー借換え保証制度の制度設計の概略です。プロパー融資における経営者保証を解除すること、経営者保証を徴求していないプロパー融資の残高を借換え可能額の上限とすること、事業承継特別保証制度の要件を参考とすること、この3点を記載しております。

続きまして、22ページです。先ほど申し上げた参考とすべき事業承継特別保証制度の要件について、右側のほうですけれども、資産超過であること、返済緩和中でないこと、EBITDA

有利子負債倍率が15倍以内であること、法人と経営者の分離、こういうことを設定しております、これを参考にしてはどうかと考えております。

なお、このうち返済緩和中でないことの要件については、事業承継特別保証制度においても、コロナで発動した危機関連保証（セーフティネット4号）の発動時期は除くこととしておりますので、同じような整理としてはどうかと考えております。

続きまして、24ページからは御議論いただきたい論点について整理しました。

まず、（1）①で先ほど御説明した内容を整理しています。

その上で②の3行目からですけれども、保証料の上乗せ幅については、先例も参考に0.2を一つの目安とした上で、保証料だけでなく金利も念頭に置く必要があることから、保証料の上乗せに関する事業者負担を軽減する方策を検討してはどうかと、このような整理にさせていただきます。

ただし、事業者負担を軽減するに当たっては、国民負担への配慮という観点も同時に考えることが必要だと考えております。

また、今回の制度は、法人から代表者への貸付けがないこと、財務諸表を金融機関に提出していることの2つの要件を想定していますが、まず、法人から代表者への貸付けがないことについては、代表者以外にも代表者と関連の強い者、これも念頭に置いた制度設計にする必要があると考えておりますし、貸付けについても、貸付け以外の社外流出の項目についても検討する必要があると考えています。加えて、事前説明の際に財務内容についても何らかの考慮をする必要があるのではないかという御意見も頂きましたので、この点も工夫する必要があるかと考えております。

ただし、コロナ禍で債務超過の方々がいらっしゃると、こういうこともありますので、債務超過であることの一事をもって今回のスキームの対象外とすることは考えておりません。

また、債務超過の場合には、保証料の上乗せ幅に差を設けるといったことを検討してはどうかと考えております。

25ページです。（2）で、先ほど御説明したプロパー借換え保証制度の要件について、改めてお示ししております。

なお、このプロパー借換え保証制度については、時限措置としてはどうかと考えております。

（3）では、先般の経済対策でも年内に経営者保証に関する施策を取りまとめる旨を記載しておりますので、金融庁とも連携しつつ、今回の経営者保証改革に関する議論を一体的に打ち出していくべきではないかとさせていただきます。

なお、制度の詳細につきましては、これから詰めるべき点もございますので、年内に打ち出していくものについては、改革の大枠について打ち出していくことを想定しております。

また、プロパー借換え保証制度をはじめ、制度を運用していく中で適宜見直しを行うこ

とが適切と考えておりますので、本小委員会の場で、今後、フォローアップ、制度改善を進めていきたいと考えております。

続きまして、27ページです。参考資料として「経営者保証と企業行動の分析」を御紹介します。

中小企業実態基本調査という中小企業庁の統計調査を基に分析を行ったところ、企業規模、財務の健全性、収益力が同程度の企業を比較すると、経営者保証を提供する場合としない場合で設備投資額に880万円の差が検出されました。この分析につきましては、因果分析ではなく相関分析ではございますけれども、議論の材料として今回御用意させていただきました。

また、29ページでございます。過去、本小委員会に提出した資料で引用しましたアンケート調査につきまして、確報値ではなく速報値でのデータを提供していたことから、改めて確報値でのデータをお示ししております。これまで御説明した傾向には変動はございません。

私からの説明は以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、金融庁より「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案について、御説明をお願いいたします。

○金融庁 金融庁監督調査室の慶野でございます。オブザーバーの立場ではございますけれども、今回の議論と関連しているものでございますので、恐縮ながら、お時間を頂いて説明させていただきます。

投映されている資料でございますけれども、こちらは先月、11月1日からパブリックコメントを開始して、もう意見募集は終わっております、これから頂いた御意見を踏まえて、今後どのようにするのかという最終的な結論を出そうと考えている監督指針改正案の抜粋でございます。

内容は大きく2つございます。

まず、上の四角の表の内容でございますけれども、金融機関が経営者保証を徴求する際に、より詳細な説明を求めるようにすることで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者、保証人の納得感を向上させるような改正の内容となっております。

具体的には、金融機関が経営者等と個人保証契約を徴求する際には、保証契約の必要性等に関して、どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、どのような改善を図れば保証契約の解除の可能性が高まるのか説明することを求めるとともに、その結果等を記録することを求める内容となっております。こちらが1つ目の内容でございます。

2つ目の内容といたしましては、この小委員会でも、経営者保証の解除に向けてよい取組をしている金融機関が幾つかあるという御紹介がありました。そういった金融機関における、経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させていくための取組について、どのような方針でいくのかというのを各金融機関から公表していただくことが望ましいという

内容とさせていただきます。こうしたことで、よい取組をされている金融機関の取組というのが横展開されていくことを想定しているものでございます。

こちらの2つの改正でございますけれども、先ほど中小企業庁から説明があったとおり、年内に経営者保証に関する施策を関係省庁にて取りまとめることとなっております。その取りまとめるタイミングに合わせて「案」を取って、頂いた御意見も踏まえた最終的なものを出していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局説明について、委員の皆様から御意見、御質問をいただければと思います。前回のこの委員会で、経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度の整備ということで、その活用を促していくべきではないかということでおおむね御賛同いただいております。

さらに、具体的な新しい制度の1つとして、一定の要件を満たしていれば、保証料の上乗せという代替的な手法を活用することで経営者保証を解除できる制度を整備してはどうかという問いかけで前回議論いたしまして、おおむねそういう方向で、では、より具体的にどのような解除のルールがあったり、留意点があるかということで、今回、24ページ、25ページに問いという形でもう一度出させていただいているものでございます。

今回も委員の方の御発言が一巡した後に、オブザーバーの方からも、御発言の希望があれば伺いたいと思っております。御希望がありましたら、ぜひ御発言をお願いいたします。御発言の希望のあるオブザーバーの方は、Webexの手挙げ機能を使われるのではなく、コメント欄に発言希望の旨、御記入ください。委員に続いて私から順に指名をいたしますので、皆様方におかれては、指名の後に御発言をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、一巡目はお一人3分めどをお願いいたします。

それでは、いつものように名簿の順番にという感じで、大槻先生をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。大分進展して形が見えてきたということで、本当に皆さんのお取りまとめ、ありがとうございます。

1点目なのですが、論点のところでは、(1)の②の保証料上乗せの軽減措置についてでございます。これは、例えば、円安による影響等の何か特別な支援が必要であるという期間に限った形で、しかも、一定程度の条件も付した形で行うというのが本来的にはよいと思っております。

2番目は、プロパー借換え保証制度でございます。これも一定程度はやむを得ないと思うのですが、2つございまして、1つは、同じく一定の期間に限りということ、それから、これで銀行の貸倒れの場合の負担は軽減されるということになりますが、それによって企業に対するフォローアップが軽視されないように、プロパー借換え保証制度を使っていないものと同様に、しっかりとフォローアップしていただくということが必要ではないかと

思っております。

それから、それに関連してなのですけれども、この10何年を見てみると、そもそも金融機関が一部で過度に経費の圧縮を行っているのではと一般論として思う次第です。結果としては、しっかりとデータがないのですけれども、営業員1人当たりの担当先が増えてしまっているという声も聞かれるところでありまして、中小企業のガバナンスにおける金融機関の役割は重要であるということを改めて認識して、金融機関がしっかりと行っていただきたいなと思います。

最後に、金融庁さんの今回の新しいガイドラインの変更についてなのですけれども、大きく金融機関の行動変容を促すためには、しっかりと「保証を取らないことが原則であるが」ということを入れていただきたいということが1点でございます。

もしかしたら、改正案のこの前のところにそういう原則が書いてあれば、申し訳ないのですが、ここの「二」と書いてあるところに「経営者保証はあくまでも取らないことが原則であるが、経営者との間で保証契約をする場合には」と入れていただきたいということと、それから、これは同じく新規のところについて修正していただいていますけれども、既存先についても、同様に保証を取らずに済む基準を満たすところについては、積極的に保証を外せることを企業に対してアナウンスするといった趣旨のものも入れていただきたいと思います。

以上です。

○家森委員長 大槻先生、どうもありがとうございました。

金融機関の担当者の顧客の数が増えているというのは金融庁の今年の分析にも出ておりまして、重要な問題・課題であると認識しております。後で金融庁、あるいは中小企業庁からまとめて御返答いただこうと思っておりますので、御容赦ください。

それでは、続きまして、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 ありがとうございます。公認会計士・税理士の河原万千子です。

まず、先ほど御紹介されました「収益力改善支援に関する実務指針」ですが、大切なことなので、少しお話をさせていただきます。

こちらの収益力改善フェーズは、環境の変化に十分対応できずに収益力が低下したり、財務内容が悪化したり、資金繰りが悪化している方が対象で、つまり、収益力の低下は営業利益率で、財務内容の悪化はEBITDA有利子負債倍率で、そして、資金繰りの悪化は営業運転資本回転期間で、この3者を用いた早期支援の着手、ここが大切なポイントです。

そして、再生フェーズに陥らないように支援を促進し、さらに収益力改善の取り組み後、思い切った事業展開を促すことができるよう、規律ある経営のためのガバナンスとして最低限のあるべき姿を目指した指針であります。そのために、会社には、襟を正してきちんとした会社になることで、結果として経営者保証が外れるということは強調して、今後、中小企業庁のほうでも広報に努めていただきたいと思っております。

24ページの件ですが、まず(1)の①の対象要件、貸付金であるかどうかの判断は、先

ほどいろいろ御説明がありましたが、少し簡単に具体的なお話をすると、多くの方は貸借対照表に貸付金が計上されていることで判断すると思われるかもしれませんが、中小企業の決算書や会計処理では、勘定科目では仮払金や未収金で処理されるケースもあり、この判断はそんなに簡単なことではない場合もあります。ここは広く関連当事者の取引の透明性の確保という条件のほうが適切であるかもしれません。

2点目は、開示された決算書、こちらにも真に適切なものであることが前提となるべきですが、経営者自身がよく分かっていないという事例もあります。会社のことを経営者自身、御自身の言葉で語ることはできますが、残念ながら、それが会計と結びついていない状況があります。

このところに関しては、金融機関の担当者、先ほど大槻委員から忙しいというお話もお伺いしましたが、困っているクライアントに対しては、対話を通してその実態をひもどくことが必要で、要件を単なる表面的なことにせず、金融機関側は膝を交える姿勢というのをしっかりとメッセージとして伝えていただきたいと思います。

誓約を求めることも全く同じで、いいことなのですけれども、ネット画面をスクロールして同意にチェックを入れる。このようなことがないように、どういう意味で誓約するかを経営者が理解できるような具体的な説明が望まれ、さらに、誓約しただけではなくて、それが守れるよう、日頃から寄り添った支援をすることが大切であると思います。

今回のこの特別な制度改革は、金融機関をはじめ支援者全体で経営者に対して一定の経営規律の確保の大切さ、サポートする視点があるべきだと私は思いますので、中小企業庁さんと金融庁さんと連携して、この代替制度が実用的なものとなるためにも、具体的な説明も望まれるところです。

②に対しましては、一定のコストを負担するという点、中小企業のリスクにより金利に幅のあることは、基本的に異存はございません。ただ、ここは前向きな取組を支援する事業者向けの制度ですので、挑戦する企業には失敗もあります。変化の激しいこの時代、フォーキャスト管理をしっかりと進めて、計画修正、停滞、機敏な判断の際に金融機関の寄り添った支援が求められると思います。

③に関しましても、両立を図ることはもちろん賛成です。ここではガバナンスを進め、中小企業のディスクロージャー慣行の成熟を目指すこと、これこそが我が国の中小企業の収益性の改善につながることを私は期待できると思います。

(2)のプロパー借換え保証制度に関しまして、これは本当にコロナ融資の返済負担の軽減を図る例外的な制度で、時限的である。私は長くてもおおむね3年ぐらいが適当ではないかなとも思います。

この特別な支援を受ける企業に関して、いろいろと規律ある経営が求められるのは当然であるとは思いますが、金融機関に対しても伴走支援を求めることをどこかに明記いただきたいと思います。

「(3)全体の進め方」について、今後、本委員会で進めていくことには賛成です。

フォローアップに関して、2点意見がございます。

1点目は、この委員会の前身の金融ワーキンググループでは、信用補完制度のフォローアップのミッションを担っていました。今後は経営者保証だけではなく、制度そのものを含めたフォローアップも本委員会で継続すべきだと思います。

2点目は、先ほど紹介されました収益力改善指針、今回はバージョン1だと思っております。今後は実務の状況に応じてバージョン2への見直しを図るためにも、しっかりとこの会で見えていくべきではないでしょうか。

中小企業金融について、幅広く審議する本委員会のミッションを、今後も皆様と一緒にしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○家森委員長 河原先生、どうもありがとうございました。フォローアップについては、信用保証制度についてもフォローアップするということになっていたと思いますので、また時期を見てやっていただくのは当然だと私も感じるところでございます。どうもありがとうございました。

続きまして、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 北村です。よろしくお願いいたします。

事務局資料の取りまとめ、ありがとうございました。よく整理されておりました、これについての意見、議論は特にございません。

一方で、実行面での質問とお願いになるのかなと思うのですが、そういった辺りでお話しさせてもらいたいと思います。

劣後債の御提案がなされていると思います。資本調達的手法として中小企業が導入することについては、とてもいいと思います。とはいえ、これは中小企業にとっては結構難しいものではないかなと思っています。

1つ質問としては、これは経営者責任や保証人責任が問われる制度ではないのでしょうかということです。特に保証人責任みたいなものが問われて、個人資産の提供を求められるケースが起きるようなことがあれば、むしろ経営者保証より厳しい責任になっていないのかなというところが気になったので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

もう一つは、この委員会に参加させてもらうときの私の一番強いモチベーションでもありますが、こういう人災みたいのところというのは、経営者の金融リテラシーが非常に問われるのではないかなと思っております。これに実効性を持たせようとする、かなりのハードルが、金融機関にも、特に経営者にあるのではないかなと思っています。

経営者は今の事業のオペレーションには大変得意な部分があると思うのですが、経営のほう、それこそ金融の考え方とか、経営、マーケティングとか、そういったものは、特に中小企業については、学習機会が少ないのではないかなと考えています。

経営にレバレッジを効かせるに当たっては、やはり資金面でのリテラシーをアップさせる。単に借りるということ以外のことも含めて、どういう手が取り得るのかということ

知っているということは、企業が安定したり、成長したりすることにとってとても重要なことではないかなと思うし、経営者の仕事そのものではないかなと思っています。

そういう資金の調達とか、事業投資のサイクルを経営者が武器として認識して、実効性を持たせることができるという部分に関しては、中小企業庁の皆様には、この制度を推進するに当たっては、教育面での支援といったものもぜひお願いできたらなと思っております。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

1つ目の御質問の劣後債云々というところは、後ほど逆に事務局から北村委員にもう一度御質問があるかもしれませんので、そのときはよろしくお願いたします。

2つ目の問題としては、収益力改善ガイドラインなどでも、まさに支援者の側で、少なくとも応援していくというインフラを少しずつ整備しようということですが、直接勉強してもらうようなインフラもまた必要であるし、今もあるのですけれども、より強化していくという御提案で、根本的なところの御提案をありがとうございました。

続きまして、小林委員、お願いたします。

○小林委員 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

24ページの「御議論いただきたい論点」についてです。

「(1) 経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度の整備」についてなのですが、これは経営者保証ガイドラインの4項に記載されている3要件を充足していない場合の保証料の上乗せということなのですが、方向性としては、経営者保証に依存しない実務慣行、金融慣行を広げるためにも有意義な制度だと思っていますが、その前提としては、経営者保証ガイドラインの3要件を満たしている場合には、そもそも経営者保証を取らない。代替手段を使う前の段階で、経営者保証を取らなくていいのだと。その精神は忘れてはならないと思っていますので、その辺は注意すべきではないかと思えます。

加えて、4項の3要件はかなり抽象的に書いてあるので、本当にこの要件に該当していないという判断が正しいのかどうか、安易にそちらに流れていないのかというのが気になります。特に4の(2)の財務基盤の強化は、たしかQ&Aの4-5の例示に結構きつめのことが書いてあるのですけれども、あれはあくまでも例示なので、(4)の財務基盤の強化の要件の該当性についても、あまり固定的にどうか、厳格に対するべきではないのではないかということは申し上げておきたいなと思えます。

それを前提にして、代替する手法を活用した制度のところで保証料を上げるということなのですが、(i) (ii)に代表者への貸付けがないことや、財務諸表等を金融機関に提出しているということを条件にする。後者については、過去2年間遡ると。

このような要件を設けることは賛成でございますが、これについて充足し続けることをどのように効果的に確保するのかということなのですが、誓約してもらうというのは当然だと。誓約でも表明保証でもいいのですが、そういうことにして、それに違反した場合の

効果がどうなのかということなのですが、それで開示事由になるとか、何か法的な効果があるわけではなくて、再度協議ということなので、本当にこれが効果的なものなのかどうか。この要件を維持する制度として効果的なものかどうかというのはちょっと疑義がありまして、それを効果的にする法的な手法としては、条件付なもの、条件付経営者保証、これに違反したら経営者保証が復活するとか、効力が発生するというのが、法的な意味での有効だと思っておりますが、今回はそういう制度はとらないということで、再度協議だということのようでございます。

再度協議の場合でも、こういう要件充足は非常に重要で、それで、すぐに融資期間中に解除的な効果だったりということではできないかもしれませんが、新たな借換えの段階については、不利益な取扱いを受ける。経営者保証は取らざるを得ないのお話をしているただくのかなという気もしますが、再度協議というものが機能して、要件充足を維持するという効果を生むということに期待したいと思います。

保証料の上乗せに関しては、事業者負担を軽減する方策を検討とか、債務超過である場合も一概には否定せずに、上乗せ幅に差を設けるということについても、あまりモラルハザード的になるのは避けるべきですけれども、この方向性については、異論はないと思います。

次に、25ページの「(2) プロパー借換保証制度」なのですが、これは前にもどなたかがおっしゃっていたと思うのですが、かなりイレギュラーなとか、特別な制度だと思えます。そもそも我が国では民間のプロパー融資が少なく、公的な保証の部分が大きい。どのようにその弊害を是正すべきなのだとすることで責任分担制度的にして、金融機関の民間事業者に対する働きかけ、伴走的な支援をどうやって確保するのかというのが重要だと思っておりましたので、そういう観点からすると、これはかなりイレギュラーな制度です。

したがって、時限的な制度にするということについては賛成ですが、時限的な制度というのは具体的に何年なのだというのはお尋ねしたいと思います。

加えて、②のところを書いてある(i)から(iii)の条件、これもこういう制度、こういう要件を設けないと、モラルハザードの防止にならないとか、公的な信用保証への依存がより深まってしまうとか、そういったことですので、こういう要件を設けることは賛成でございますが、この要件を設けることによって、公的な信用保証制度に過度に依存しないで、経営者保証改革を実現するということに資する制度にしていきたいと思っております。

25ページの「全体の進め方」についても、賛成でございます。

以上でございます。

○家森委員長 先生、どうもありがとうございました。

先ほど河原委員からも「(2) プロパー借換保証制度」についての時限の御質問がありましたので、これは後ほど事務局からどのようにお考えかということをお説明いただきました。

いと思います。

それでは、続きまして、嶋津委員、お願いいたします。

○嶋津委員 ありがとうございます。

まず、非常に分かりやすく、議論しやすい形で資料を取りまとめていただいて、ありがとうございます。

私も大槻先生、小林先生の意見に賛成でして、原則、経営者保証というものは取るものではないというところのメッセージの打ち出し方として、今回のこの提言とはまた別の形なのかもしれないですけども、こういう場合であれば個人保証もやむなしということ逆を規定していくという形もあるのではないかなと思っています。

私が今の経営者保証のガイドラインを見るに、こういう場合は仕方ないのかなと思うところが3点ありまして、1つは、代表として法人・個人を分離する気がないし、個人保証を入れてでも借りたい。金融機関としても、会社のキャッシュフローは回っているので、その状態であっても貸したいということであれば、これはもうお互いに相思相愛というところで、個人保証を入れて貸し付けていただければいいのかなと。

2つ目、財務諸表を提出したくない。これはできない、やり方が分からないではなくて、したくないということなのであれば、これはもう代表のチョイスということなのかなとも思います。

3点目、ガイドラインでいうところの財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である。ここに抵触してしまっているから、個人保証をつけないと貸せないというパターンが私の見ている世界ではそこそこあると思うのですが、ここが結構曖昧でして、個人の資産を担保に個人の保証力でもって貸せる範囲内で個人保証をつけて貸すということであるならば、まだ理解ができるのですけれども、個人の資産に関係なく、個人のコミットメント、個人の覚悟を見せることによって、未来の経営の確度がある程度増すという考え方でここが運用されると、よく分からなくなってくるのかなと。

なので、今回、(1)の経営者保証改革のところで要件から外して、法人代表者への貸付がない。これは個人・法人分離と決算書類の提出、この2点に絞ったというところは非常に大きな一歩なのかなと思っています。

1つだけ、過去2年間の財務諸表が提出できているということが要件になっていると思うのですが、原則そうであるべきだとも思うのですが、先ほどの提出する気がないではなくて、提出したいけれども、時間的余裕であったり、能力的なところであったりうまくまとまっていない、まとめられないみたいな話である場合は、何かしら既存の経営支援のサービスの周知であったりとセットで救済する方法はないものかなというのは少し思っております。

先ほどの個人保証やむなしの3点目の個人の保証の範囲内で、本来であれば法人の資産や収益力では貸せないが、個人が多額の資産を持っていて、個人が保証するのであれば、個人の保証力の範囲内で貸付けができるという形で個人保証付の貸付が行われている場合

は、これは逆に、（１）の②のところなのですけれども、上乗せ金利が0.2%では金融機関として回らないだろうなとも思いました。個人の保証力というのが一体どの程度なのかというところによると思うのですけれども、ここを一律置きにいくのがいいのか、先ほどの3番のところかというと、ある程度の個人保証力をベースとして貸してしまっている場合、どう金融機関側の救済をするのか。ここは1つあるのかなと。

逆に覚悟を見せろという意味合いで個人保証が入っていた場合、個人にほぼ全く返済能力がない、保証できるものがほぼ何もないという状態で個人保証が入っている場合もあると思うのですよね。この場合は、そもそも何も保証できていないのだから、金利を上げる必要があるのかなというのも併せて思いました。

最後なのですけれども、モニタリングのところです。個人保証がない先のほうが設備投資をしているというデータが27ページにありましたが、個人保証が外れることで設備投資額が増加するかどうかというところはモニタリングされるのだと思うのですけれども、併せて、個人保証がなくなると企業清算に向かう会社というのも一定数あるのではないかなと思うのです。今は保証が入っているので、自転車操業だけれども、清算できるという先が清算に進んだ場合、非効率な企業から人材が吐き出されるということでは、経済にとってはプラスなのかなとも思うのですけれども、ここも併せてモニタリングできたらいいのかなと思いました。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

多分、0.2%ということの根拠はなかなか難しいと事務局も言うと思うのですけれども、いろいろなことがあって、後ほどまた事務局からも御説明を聞いてみたいと思います。

また、モニタリングについては、経営者保証を外すとどんなことが起こるのか、いろいろなことが起こり得ると思いますので、幅広に見ていくことも重要だという御指摘はもっともだと思いました。ありがとうございました。

それでは、滝澤先生、お願いいたします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。それから、御説明ありがとうございました。

議論すべき点には含まれていないのですが、資料冒頭の既存の保証付融資の一部を資本的劣後債権へ転換するということなのですが、4ページ、5ページに活用の事例を載せていただいておりますけれども、これをするすることで、設備投資のための資金需要を賄うために保証付DDSを活用しているというのが目的かと思うのですが、事例に関しては、実際のところ、運転資金といえますか、そういったものに活用されているように見受けられましたので、長期的な成長を見込めるように、国内の設備投資は非常に少ないので、政府全体としてそこを増やしていこうという話になっていると思いますけれども、企業成長の観点からは、設備投資の資金などに保証付DDSが活用されることを期待したいと思いました。

議論すべき点の「（１）経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度の整備」ということで、この方向に賛成ではありまして、前回申し上げましたように、基本的なスタン

スとしては、保険をかけた主体のリスクに応じて保証料・保険料を変えていくというのが必要・重要かと思えますので、上乗せ幅に差を設けるといのは適切な方向であるように私自身は思います。

それから「(2) プロパー借換保証制度」ということで、(ii) の利用条件で「制度利用と同時に、経営者保証を徴求しないプロパー融資残高が増えること」というのがございますが、これはもちろんモラルハザードを防止するという目的の下で行われていると思いますが、結果として貸出し総量として経済的に非効率な状態が生まれないように目配せしていく必要があるのではないかなと個人的には考えています。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。

確かにモラルハザードという観点で書いておられますが、逆に企業財務、不要なお金を借りることになってしまうおそれはないのかという御指摘かと思えます。これも非常に重要な観点でございます。どうもありがとうございます。

続きまして、長谷川先生、お願いいたします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

最初に、保証料の上乗せ及びプロパー借換え保証制度は、両方とも賛成です。

当然、制度は双方ともきちんつくべきだと思うのですが、モラルハザードとか、あるいは悪用する人を防ぐということで、あまり条件をきつくしてしまうと使う人が少なくなる懸念と、まだそれらによる影響も不明ですので、まずは一旦使いやすい制度にして、先ほど小林委員からもありましたように、違反のときには、経営者保証を取るなど、本来の貸付条件に戻す制度にするぐらいはしておかないといけないかなと私は思っています。

これは選択制として、条件を厳しくし協議にするというやり方もあるのですが、私は、条件自体はそんなにきつくしないけれども、悪用する人、あるいは約束を守ってくれない人は、経営者保証に戻しますというぐらいにきつくしてもいいのではないかなと思っています。

少々事例は違うかもしれませんが、私は以前、エンジェル税制の委員長をやっていたことがあります。あれも総論賛成なのですが、だんだん規定が厳しくなっていくと、結局、使う人があまりいないということになってしまいました。入り口を過度にきつくし、悪用する人がいるかもしれないということに重きを置いてしまうと、結局、使う人がいないということになる可能性が否定できない。運用については政策判断かも分かりませんが当委員会でもう一回しっかり制度を見直すということでもいいのではないかと思います。

(1) の保証料の上乗せについては、もう既に委員の方々がお話しのとおり、一律0.2%というのには私は反対です。当然、銀行の情勢なり、貸出し先の状況に応じて変わってくるというのが適正で、それは経済合理性に任せたほうがいいのかと思っています。

ただ、前向きな取組を中心とすると書いてあるので、前向きな取組の大まかな事例、例えば、事業承継を積極的にするとか、新規事業開拓をしっかりとるとか、あるいはMAをし

っかりするといった前向きな話とか、緊急避難的な話、コロナ対策の話等、それぞれあると思うので、大まかな場面分けをしておいて、それぞれの場面ごとに何%ぐらい上乗せしたかというのを、銀行ごとに平均値を出してもらおう。それを公表してもらおう形で、N数が増えることによって、上乗せの水準がだんだんと収斂していくことがいいと思います。

それは強制して金融庁のほうから絶対に公表しろまでは言えないとは思いますが、上乗せを一律的に決めるというのはよくないと思います。ただ、どういう場合にどういう上乗せをしていくべきなのかというのは少し公表するのもいいのかなと思っております。

2つ目のプロパー借換え保証制度については、小林委員がおっしゃったように、これは本当に超例外規定だと私も理解しておりますので、前回も言ったつもりなのですが、やはり民から官への付け替えにならないというポリシーを貫いて、しっかりと目的を守った形でこの制度は例外的に進めるべきだと思います。

以上です。

○家森委員長 長谷川先生、どうもありがとうございました。

確かに保証料だけではなくて、民間金融機関のつけられる金利も含めて、どのような取扱いになるのかということ、これはなかなか実務家でないと分かりませんが、実際にお金を借りる方にとっては総合的なコストですので、大きな問題であるということがよく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川です。よろしくお願いいたします。

まずは、事務局並びに本委員会で議論しているテーマを踏まえて、また、金融庁監督局さんのほうから改正案をお示しいただきまして、本当にありがとうございます。

「御議論いただきたい論点」からは、まず、結論からすれば、基本的には賛成の方向にあります。本小委員会が立ち上がったのは、多分、本年2月だと思いますが、もともと新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、ゼロゼロ融資で市中には過剰債務で大量に資金が出回りましたけれども、そういった中で、原材料の高騰とか様々な要素がある中で、元本返済できるのかというような大前提の環境の中で、小委員会というのが立ち上がる部分があったかと思えます。

今、長谷川先生からお話がありましたが、確かにモラルハザードという問題は考えなければいけないのですけれども、この環境下において、今の環境自体、普通ではないやや特殊な状況が続いていると思いますので、まずは本委員会で議論いただいた様々な打ち手が利用されるという中で、どう見直しを図っていくのかという議論を進めていただけたら、非常にありがたいなと思えました。

その上で、論点の(1)の代替する手法を活用した制度の整備という中で、①の上から3行目から4行目にかけて、これは私も申し上げたのですけれども「なお、充足状況を把握する上で、デジタル化を進めることも大事」と申し上げたのは、例えば、試算表なり、ここにある資金繰り表を適時適切に事業者が金融機関に提出・開示したとしても、果たし

て受け取った側もきちんと目が通せるのかという問題とかを含めて、これを本当に紙でやるのかという問題意識が私自身にはあります。

ですので、各システムベンダーもデジタルで会計クラウドとかでやっているわけですから、いきなりすぐには無理であったとしても、基本的にデジタルで試算表データを送りながら情報の非対称性を解消していくことで、経営者保証によるのではなくて、情報の非対称性の解消による部分を評価しながら経営者保証を外していくという流れの大きなデジタルの仕組みというのは、金融機関側も事業者側も両方が努力する必要があるのではないかと感じています。

あと、②のほうで、先ほど来、モラルハザードの面も含めてお話がいろいろとありますけれども、②の一番下のところで「債務超過である場合など、事業者の経営状態に応じて、上乘せ幅に差を設けることとしてはどうか」というのは、まさに先ほど小林先生がおっしゃったように、3要件を満たしていれば基本的には外せるでしょうと。そうではない場合でも、上乘せをするということ自体、至極真つ当なことだと思っています。

そもそもゼロゼロ融資で過剰債務の企業が多い中で、債務超過であるからということだけで、これはいいことではないですけれども、これは駄目だという話ではなくて、伴走支援者がついていて、その債務超過の状態がいかに管理されている状態できているのかということ自体が私は大事だと思うので、上乘せ幅に差をつけるというのはもちろんですし、やはり金融機関なり、認定支援機関による伴走支援というものがあってこそ機能するスキームだろうなと感じています。

あと、翌ページの(2)のプロパー借換え保証についても、既にいろいろな委員の方々から言われた意見と私も基本的に同じです。(3)についても、今後の進め方ということで、ここに記載の内容は賛成でございます。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

財務データのデジタル化という御指摘がございましたが、先ほど大槻先生から銀行員1人当たりの担当が非常に増えるという現実があるという御指摘がございましたが、それを解決しようと思ったら、人も増やすというのは経費が増えて実際にはなかなか大変なので、こういう工夫というのも重要なことだと思いますし、北村委員からありました経営者のリテラシーを高めていくというところでも、このような工夫というのは一つ有力な方法として当然あるわけで、それをされるかどうかはともかく、そういうことをちゃんと伝えていくことも重要だなと思いながらお聞きいたしました。どうもありがとうございました。

以上で委員の皆様の御発言は一通り一巡したと思います。追加で御発言を希望される方もいらっしゃると思いますが、まずはオブザーバーの方からの意見を頂戴したいと思いますので、オブザーバーの方で御発言の御希望がある方はWebexにお書きください。その間に私のほうからも少しコメントさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

信用保証制度を活用して経営者保証に依存した融資慣行からの脱却を図るという政策意

図には賛同しております。経営者保証の有無によって事業者の行動が大きく変化しないのか、破綻時の回収額の期待値にどの程度影響するのは、ある意味、初めての試みですので、保証協会の財政、あるいは政府・国民負担という意味での財政的なインパクトの予想は難しいところがあります。したがって、財政的な支援が伴うおそれがないとは言い切れないところから、対象を明確にして始めるのがよいのではないかなど考えるところです。

その際には、新しい事業や既存事業の抜本的な見直しに挑戦する事業者が、個人保証のためにその挑戦を諦めることが起こらないようにするというもともとの目的が優先されると考えております。したがって、前向きな取組を志向する事業者を応援する制度として整備するというにしていきたいなと思いました。

そうすると、最低限の財務条件を置くということは理解できるのですが、財務内容という過去の結果よりも、事業の将来性とか、投資計画の可能性を評価する仕組みが本来は望ましいのではないかと思います。

したがって、仮に財務内容を条件につけるとしても、財務内容の評価に基づく例外規定がないと、真の目的を達成できないのではないかと感じます。例えば、債務超過であるのは駄目ですとしてしまうと、真に本来的な目的から優先するものができないのではないかと思います。こうした観点も上乗せ保証料の大きさのところにうまく反映していただくとういのではないかと感じたところです。

それから、2つ目のプロパー借換え保証制度に関してでありますけれども、やはり既往のプロパー融資の信用保証への借換えは、民から官への付け替えというような性質を持ちますので、かなり例外的にするべきだと思います。その点で、こちらにある(i)(ii)(iii)の条件が野放図な利用を防ぐ歯止めになるかは、これはぜひ実務の方々にも見ていただいて、十分に検討していただきたいなと思っております。

信用保証制度の持続性を確保するために、一定の要件を求めることは必要でありまして、この事業承継特別保証制度の要件を参考にするということも一つの方法だろうと思っております。

ただ、先ほどと同じことですが、プロパー融資の肩代わりについては、やはり抵抗感が残るので、時限措置にするのは当然でありましょうし、金融庁の監督指針でどの部分が十分でないために保証契約が必要となるのかということとの関係でいえば、こちらに移行する場合も、なぜ既存のプロパー融資で保証が外せなかったのかという検証もしてほしいという気持ちはございます。これは長谷川先生の御意見に近いものということでございます。

また、経営者保証の解除に向けた政策当局の強い意思を示す大胆な政策であり、より広く活用されることで新しい融資慣行の確立というインパクトが期待されます。しかし、経営の苦しい企業向けには、もう既に経営改善サポート保証がありますので、こちらのほうは、国民負担のおそれも考えると、個人保証が外せずに、それが足かせになって事業転換などができない場合など、真に前向きの場合に運用を限るという考え方でいくべきではないのかなと私自身は思っております。

以上が私の考えでございます。

それでは、オブザーバーの方からもたくさん発言希望がございます。お一人2～3分でお願ひしたいと考えております。

最初に、日本政策金融公庫の加藤様、お願ひいたします。

○日本政策金融公庫 日本政策金融公庫保険部門長の加藤でございます。本日は、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

信用補完制度を活用した経営者保証改革につきまして、一言申し上げます。

まず、経営者保証を徴求しない対象要件についてですが、その要件の1つとして、法人から代表者への貸付けがないことが挙げられております。この方針につきましては特段の異論はございませんが、先ほど神崎金融課長からも御説明がありましたとおり、現在運用している経営者保証ガイドラインなどとのバランスを考えますと、代表者には、例えば、代表者が同一である法人や代表者の配偶者などを含むこと、また、貸付けにつきましては、貸付金のほか、未収入金や仮払金などを含むこととしていただくことが適当ではないかと考えております。

そうしたことから、具体的な要件につきましては、法人から代表者への貸付け等がないこととしていただくことが必要ではないかと思ひます。

また、前回も申し上げたところですが、保証収支や保険収支の悪化を招くことのないよう、財政措置等につきまして御検討いただきたく存じます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

要件が実効性を持つように、代表者貸付けについて、きちんとカバーすべきだというご意見、ありがとうございました。

続きまして、日本商工会議所の加藤様、お願ひいたします。

○日本商工会議所 日本商工会議所の加藤です。中小企業庁、金融庁におかれては、御説明ありがとうございました。

まず、資料の論点の全体の進め方についてです。

資料14ページにある「①全体の制度設計」は、経営者保証ガイドラインの3要件と、現状および今後の経営者保証がどうなるかについて、非常に分かりやすく整理された図だと思ひます。今後、この図の考え方も含めて、経営者保証改革に関する議論を一体的に打ち出していくことに賛成します。公表後は大々的な周知を期待します。

次に、個別の論点について、2点申し上げます。

24ページ、①の決算書類や試算表・資金繰り表等の財務書類に提出について、過去2年間において定期的に充足していることを求めると記載されています。ただ、過去の対応は変えられないこと、金融機関からの要求がなかったなどの可能性もあることから、対象を決算書、確定申告書など最低限のものに限定すべきです。

次に、②の保証料の上乗せ制度についてです。事業者の全体的な負担感に加え、債務超

過など、企業の信用力も加味した保証料率を設定できれば、借り手と保証協会を含めた貸し手のバランスがよくなり、制度が継続的になると考えますので、ぜひ工夫した保証料率の設定をお願いします。

最後に、金融庁の監督指針等の一部改正の実効性の確保についてです。前回ご紹介した、若手経営者である青年メンバーと地域金融機関の行員との経営者保証に関するやり取りの続報です。

その後、若手経営者が行員に検討の進捗状況を聞いたところ、行員から保証は解除しますとの話があったので、経営者が書面での通知を求めたところ「通知は行きません。解除しますが、今後何かあったら、また経営者保証をつけることになるので」と行員が述べたとのことでした。

経営者保証の解除は融資契約の変更ですので、解除通知があるべきだと考えます。このような金融機関があることを金融庁さんとしてどうお考えになるのかと思っております。

当所は金融庁のパブリックコメントで意見を提出しましたが、監督指針等の改正の実効性を確保するため、金融庁におかれては、①金融機関における説明が適切になされているかの検証、②金融機関の取組状況の見える化・ホームページ等への開示、③経営者保証に特化したホームページ等での情報提供フォームの設置、などの対応をお願いしております。

私の説明は以上です。ありがとうございました。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

決算書類等について、過剰な負担にならないようにという御指摘でございます。この辺り、先ほどから委員の間からも出ておりますように、どの程度バランスをとるかについて、いろいろな御意見があるようだというところかと思われました。

それから、金融機関の実際の状況についての情報を提供いただきました。ありがとうございます。

続きまして、全国中小企業団体中央会の及川様、お願いいたします。

○全国中小企業団体中央会 及川でございます。

中央会の月次調査を見ますと、このままでは短期間をもって過剰債務を抱える中小企業が多くなるのではないかという中、タイムリーな議論と、プロパー借換え保証制度という新しい船が出るということに対して、大変歓迎を申し上げます。

全体の進め方ですけれども、一体的な打ち出し方というのは、特に金融問題というのは、どれか一つ取り出して見直されても、それだけではあまり効果がないことが多いので、課題が全てつながっていますので、ぜひ一体的に打ち出していきたいと思っています。

課題が全てつながっているという意味からしましても、私自身、各地ブロックの事務局長会議等々で経営者保証に依存しない慣行についてPRをしているところでございますけれども、②にございます進捗のフォローアップ、これは私事として、ぜひフォローアップを見ながらよりPR、改善に努めてまいりたいと思いますので、ぜひフォローアップをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

一体的打ち出しについて、今、当局で考えていただいているというところについて、まさに個別ではなく、全体として対応していくということをしっかり打ち出せという御指摘かと思います。ありがとうございました。

続きまして、朝日信用金庫の富山様、お願いいたします。

○朝日信用金庫 朝日信用金庫の富山です。よろしくお願いいたします。

私からは、中小企業金融に携わる者として、24ページの論点の「(1) 経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度の整備」に関してコメントさせていただきます。

論点1や2で示されているように、2つの要件を満たす先については、例えば、債務超過先であっても、保証料の上乗せをもって経営者保証の有無を選択できるとされています。前回検討会でも申し上げたとおり、この2つの要件は、信用保証協会の保証を受けるための最低条件と同じぐらい基本的な事項であり、中小企業のガバナンスとしてはかなり緩いものではないかと思います。

そうしたお客様が経営者保証のない融資を選択した場合、保証協会の審査が厳しくなるなど、資金繰りに影響を及ぼすことがないか、また、お客様がガバナンス強化に消極的になってしまわないか懸念しておりますし、論点にもありましたとおり、やはり財務内容については、考慮は必要ではないかと思います。

いずれにしても、私ども信用金庫業界としても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けてしっかり取り組んでいく所存でございます。

その中で、信用金庫のお客様は従業員10名未満のお客様が8割を占め、実態としては法人と個人が一体となっている事業者が多くを占めておりますので、今回の新しい保証協会の制度を利用するお客様でも、プロパー融資などについては、民間金融機関の経営者保証ガイドラインの要件を踏まえて、保証が外せないケースがあることも御理解いただきたいと思います。

今後、詳細な制度設計が検討されると思いますが、中小企業庁様におかれましては、引き続き我々金融機関とも密接にコミュニケーションをとりながら制度設計をしていただきますよう、お願い申し上げます。

私からは以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

御指摘がありましたように、この条件で、逆にこのレベルのものでよいと企業者が思われては困るというのは御指摘のとおりでありまして、経営者にしっかりと強い経営体をつくっていただかないといけないということでございますし、制度を実際に動かすとなったときには金融機関の皆さん方に前線で対応していただかないといけないので、その点も十分に当局にもお願いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、全国信用保証協会連合会の山本様、お願いいたします。

○全国信用保証協会連合会 全国信用保証協会連合会の山本でございます。本日も委員の皆様非常に非常に丁寧な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

信用保証協会といたしましても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて積極的に対応し、また、前向きな取組を志向する中小企業の思い切った事業展開を後押ししてまいりたいと考えております。

これまでも申し上げたとおりでございますが、信用補完制度を活用した経営者保証改革に当たりましては、現場での実務がしっかりワークするように、そして、信用保証制度が持続可能なものとなるように、今後の制度設計において引き続き御配慮をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

せっかくつくった制度が現場でワークしないということでは意味がございませんし、制度が安定的に維持できるというのは、先ほど河原先生などから出ておりましたが、保証制度をしっかりと見ていくということも我々委員会の使命でございますので、ぜひその観点でも今後も議論していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

オブザーバーの方からほかに追加の御発言がありましたらお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、中小企業庁及び金融庁から一旦回答していただいて、もし時間が残れば、さらに委員の先生方に御発言していただきます。

それでは、事務局、お願いいたします。

○神崎金融課長 中小企業庁でございます。

まず、大槻先生から、上乘せの軽減措置、あるいはプロパー借換え保証について、時限、一定の条件をつける。さらには、プロパー借換え保証について、金融機関によるフォローアップという御指摘を頂きました。

時限というところは、軽減措置、あるいはプロパー借換え保証ともに当然だと思っておりますので、そういった方向で検討していきたいと思っておりますし、詳細な要件につきましては、今後、御指摘を踏まえて具体化を図ってまいりたいと思っております。

河原先生のほうからは、収益力改善の広報というところを御指摘いただきました。これはしっかりやっていきたいと思っておりますし、収益力改善指針は財務諸表の信頼性を高めていく取組の一つだと思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

北村先生からは、保証付DDSについて御指摘いただきました。こちらは信用保証をつけた融資のDDSという形でございますが、そのケースで経営者保証がついている、ついていない、これは両方あるかと思っております。ただ、経営者保証がついている場合であっても、その後、再生局面、あるいは残念ながら、再チャレンジを含め、廃業に行く場合も、経営者保証を整理できるような形でしっかり進めていきたいと思っております。

金融リテラシーにつきましては、先ほど言及いたしました収益力改善の実務指針がまさ

に経営者の財務、あるいは金融のリテラシーを高める一つの取組だと思っております。税理士あるいは会計士等々の認定支援機関の皆様と連携して、経営者の皆様のそういうリテラシー向上へ取り組んでまいりたいと思います。

小林先生からは、ガイドラインの3要件を満たしている場合には、当然、代替手法を使う必要はないという話がありました。ここのところは、しっかり金融庁さんとも連携しながら広報等々をしていきたいと思っております。

継続的に充足というところについて、再度協議という仕組みは効果的なのかという御指摘も頂きました。これはやはり信用保険という仕組みの中でやっていくため、保険の存続との関係でいろいろな難しい問題もございまして。こういう中で、取りあえずは再度協議という仕組みを導入しつつ小委員会でもフォローアップしていきたいと思っております。

プロパー借換え保証についても、イレギュラーな仕組みと時限ということも御指摘いただきました。当然、時限で考えておりますが、この期間はどの程度はいいのかというのは、河原先生から3年というお話もございましたけれども、今後、詳細制度設計の中で精査していきたいと思っております。

嶋津先生から財務諸表を提出していない人の話がありました。これは過去にできていない人については、日商の加藤オブザーバーのほうからも御指摘いただきましたけれども、こちらの仕組みは来年4月からすぐ動くような仕組みではございません。このため、制度開始まで時間がございまして、そういった中で周知・広報をしていきたいと思っておりますし、財務諸表自身をつくるのが得意ではない人、これは私ども、早期経営改善計画策定支援事業という、税理士さん、会計士さんが支援して収益力改善を促す支援のスキームがあります。この中で資金繰り表の作成みたいな話も支援していくこととしておりますので、こういった制度を使って支援していきたいと思っております。

保証料の上乗せ水準についても、いろいろな御指摘がありました。一律というところかどうかという御指摘もございまして。今回、財務状況が債務超過の場合は上乗せ幅を変えていく方向で考えておりますけれども、ケース・バイ・ケースで細かく分けていくと、使い勝手の問題も出てまいります。また、そもそも現行の根拠となる保証料の水準は、財務状況に応じて9区分に分けて設定しておるといっても踏まえて、上乗せの水準については、シンプルな仕組みとしていきたいと考えてございまして。

滝澤先生のほうから、保証付DDSの事例で設備投資ではなく運転資金になっているという御指摘を頂きました。ここのところは、私ども、この制度を広報していく中で設備投資に使われることを促していきたいと思っておりますし、そういった事例も集めて活用を促していきたいと思っております。

また、プロパー借換え保証が不必要な貸出しにつながるかという御懸念も頂きました。この点もしっかりフォローアップして、この小委員会でも御報告していきたいと思っております。

長谷川先生のほうから、条件は緩くしつつ継続的にそれを求めていくということで、条

件付にすべきではないかという御指摘を頂きました。こちらは先ほど申し上げたとおり、信用保険という保険契約との関係もありまして、制度がなかなか難しいところがございますので、まずはこういった制約方式ということを考えております。

あと、今回の上乗せというところで申し上げますと、これについては、あくまで私どもができるのは保証料の幅を決めるところでございます。これ以外に、金利の上乗せというところは基本的に金融機関さんの御判断にもよるかと思えますけれども、今後、詳細制度設計をしていく中で金融機関さんと対話しながら、いろいろと議論していきたいと思っております。

古川先生から、債務超過であっても対象外とすべきではないけれども、それがしっかり管理されている、伴走支援でサポートされていることが大事だという御指摘を頂きました。ごもっともな御指摘でございます。先ほど来申し上げております収益力改善支援の取組、具体的には経営改善計画策定支援、あるいは早期経営改善計画策定支援事業、こういう中で税理士、会計士さん等の認定支援機関がサポートできる仕組みとセットでしっかり進めていきたいと思っております。

家森委員長のほうから、前向きな取組を応援する制度とするというところの方向感をお示しいただいたところでございます。

また、プロパー借換え制度というのが野放図に使われないということ、そして、金融庁さんの取組がある中で、なぜこの制度を利用したのかということもしっかり把握していくべきという御指摘を頂きました。今後の詳細制度設計の中で検討してまいりたいと思えますし、プロパー借換え保証等々については、しっかり小委員会でもフォローアップ、御議論いただけるようにしたいと思っております。

法人から代表者へ貸し付けないことについては、河原先生、あるいは公庫さんからの御指摘を踏まえ、代表者、あるいは貸付けの射程について、しっかり検討していきたいと思っております。

朝日信金さんから御指摘がありましたけれども、今後の制度の詳細を固めるに当たっては、各金融団体と密接にコミュニケーションをとりながら検討を進めてまいります。

なお、保証料の上乗せによる経営者保証の提供の選択をできる制度における財務内容の考慮については、債務超過の一事をもって制度の利用を排除することは想定しておりませんが、今後、何らかの考慮をする方向で詳細制度設計の中で整理していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

金融庁さんのほうからもコメントがありましたら、お願いいたします。

○金融庁 金融庁でございます。時間も時間ですので、手短に御答弁させていただきます。

大槻委員から、また、嶋津委員からも御指摘がございました原則無保証とするような話でございますが、11月1日のこちらの小委員会の資料でもございましたけれども、原則無

保証とするというような金融機関が中にも事実でございます。他方で、こちらを一律に全ての金融機関にお願いするというのも、お客様の状況に応じて、経営者保証ガイドラインの3要件等もございますので、必ずしもうまくはまらないこともあるということも認識しております。

そうした観点から、金融庁の監督指針案にも書かせていただきました取組方針の作的に当たって、原則無保証としている金融機関もあるといったことを、今後、紹介していくといった対応を考えていきたいと考えております。

また、既存の融資先への監督指針の適用に関しても、大槻委員から御指摘がございました。こちらに関しましては、純粹に新規の契約のみならず、例えば、運転資金などの既存の融資契約の更改の際であったとしても、保証契約を新たに締結し直す場合には、今回の説明をしっかりとするという対象となっておりますので、既存の融資契約に関しても、契約更改を重ねていくにつれて、そうした形でしっかりと説明がなされるようになっていくという認識をしております。

また、家森委員長と大槻委員からも御指摘がございました金融機関の営業職員の負担でございますけれども、金融庁で出しておりますプログレスレポートにおいても、そういった分析がなされていることは事実でございます。実態を把握していくことも考えられると考えております。

日商様から御指摘がございました今回の取組の検証に関しましては、例えば、相談窓口などにおいて個別の事案について相談を受け付けるなど、そういった対応がとれないかどうか、今後、検討していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

今日は14時30分までということになっておりますので、ここでは追加の意見をお願いすることができません。本日はここまでとさせていただきます。追加で御意見のある委員、オブザーバーの方がいらっしゃれば、意見書という形で事務局にお送りください。そうすれば、皆様へ共有するというようにさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○神崎金融課長 本日は、御多忙の中、議論に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本年最後の金融小委員会でございますけれども、来年以降も引き続き中小企業金融について本小委員会で議論してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

次回日程につきましては、改めて事務局より調整させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○家森委員長 それでは、中小企業政策審議会第8回「金融小委員会」を閉会いたします。

皆様、本日は審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後 2 時 3 0 分 閉会